

川崎市自主回収支援要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市民に食品等の自主回収に関する情報を提供するとともに、食品等を自主回収する事業者を支援することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 食品等 食品（食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「衛生法」という。）第4条第1項に規定する食品をいう。）、添加物（同条第2項に規定する添加物をいう。）、器具（同条第4項に規定する器具をいう。）、容器包装（同条第5項に規定する容器包装をいう。）、おもちゃ（法第62条第1項に規定するおもちゃをいう。）及び洗淨剤（野菜若しくは果実又は飲食器の洗淨の用に供されるものに限る。）をいう。

(2) 事業者 食品等の生産、製造、輸入、加工、又は販売の業を営む事業者及びこれらの者が組織する団体をいう。

(対象)

第3条 市内に流通している食品等で、事業者が衛生法又は食品表示法（平成25年法律第70号。以下「表示法」という。）に係る自主回収の公表を希望するものを対象とする。ただし、表示法第15条の規定による権限の委任等に関する政令（平成27年政令第68号）第7条第1項ただし書きに規定する栄養成分の量及び熱量その他の国民の健康の増進を図るために必要な食品に関する表示の事項として内閣府令で定めるもの並びに神奈川県食の安全・安心の確保推進条例（平成21年神奈川県条例第58号）第14条に該当するものを除く。

(自主回収の報告等)

第4条 食品等の自主回収に着手した事業者は、当該自主回収に係る事業所（製造所、加工所、販売所、事務所等をいう。以下同じ。）を所管する区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）衛生課長（以下「衛生課長」という。）、健康福祉局保健所中央卸売市場食品衛生検査所長（以下「検査所長」という。）又は健康福祉局保健所食品安全課長（以下「食品安全課長」という。）に自主回収着手報告書（第1号様式）を提出するものとする。ただし、市内に事業所を持たない事業者にあつては、食品安全課長に提出するものとする。

2 食品等の自主回収を終了した事業者は、当該自主回収に係る事業所を所管する衛生課長、検査所長又は食品安全課長に自主回収終了報告書（第2号様式）を提出するものとする。ただし、市内に事業所を持たない事業者にあつては、食品安全課長に提出するものとする。

3 衛生課長及び検査所長は、自主回収着手報告書及び自主回収終了報告書を受理したときは、食品安全課長にその写しを送付するものとする。

4 衛生課長、検査所長及び食品安全課長は、自主回収している食品等の流通先が他の所管区域にあるときは、流通先を所管する衛生課長、検査所長又は食品安全課長にその旨の情報を提供するものとする。

（公表）

第5条 食品安全課長は、自主回収着手報告書を受理したとき又は衛生課長若しくは検査所長から自主回収着手報告書の写しの送付があつたときは、次に掲げる事項（以下「自主回収情報」という。）を市ホームページに掲載するものとする。

（1）事業者の氏名及び住所

（2）食品等の名称及び商品名

（3）その他回収の対象となる食品等を特定するために必要な事項

（4）回収に着手した年月日

（5）回収の理由

(6) 摂取し、又は使用することにより想定される健康への影響

(7) 回収の方法

(8) 回収についての問合せ先

2 食品安全課長は、自主回収終了報告書を受理したとき又は衛生課長若しくは検査所長から自主回収終了報告書の写しの送付があったときは、当該自主回収情報を市ホームページから削除するものとする。

3 食品安全課長は、自主回収情報を市ホームページに掲載したとき又は市ホームページから削除したときは、衛生課長及び検査所長にその旨の情報を提供するものとする。

4 食品安全課長は、自主回収情報を市ホームページに掲載したとき又は市ホームページから削除したときは、事業者からの申し出に応じて、他の地方公共団体、消費者庁消費者安全課又は厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課に情報提供するものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

第 1 号様式（第 4 条関係）

自主回収着手報告書

年 月 日

（宛先）

住所

氏名

電話番号（ ） -

次のとおり食品等の自主回収に着手したので報告します。

回収の対象となる食品等	名称及び商品名	
	出荷又は販売した年月日	
	出荷先又は販売店の名称及び所在地	
	出荷又は販売した数量	
	製造、輸入、又は加工した事業所の名称及び所在地	
	その他当該食品等を特定するために必要な事項	
	回収に着手した年月日	
回収を終了する予定年月日		

(裏)

回収の理由	
摂取又は使用することにより 想定される健康への影響	
回収の方法	
回収についての問合せ先	
情報提供	他地方公共団体（希望する・希望しない） 消費者庁（希望する・希望しない） 厚生労働省（希望する・希望しない）
製造者等への了承	
備考	

- 備考 1 回収の対象となる食品等の写真その他の当該食品等を特定するために必要な資料を添付してください。
- 2 「その他当該食品等を特定するために必要な事項」欄は、回収の対象となる食品等の形状、容量、消費期限、賞味期限、ロット番号、表示事項等を記載してください。
- 3 「回収についての問合せ先」欄は、消費者からの問合せ先について記載してください。
- 4 「情報提供」欄で行政機関への報告内容の情報提供を希望した場合、提供された行政機関が報告内容を公表する場合があります。
- 5 「製造者等への了承」欄は、食品等の販売の業を営む事業者又はその者が組織する団体が報告する場合、食品等の生産、製造、輸入、若しくは加工の業を営む事業者又はこれらの者が組織する団体から、公表する旨の了承を得ているか記載してください。

自主回収終了報告書

年 月 日

（宛先）

住所

氏名

電話番号（ ） -

次のとおり食品等の自主回収を終了したので報告します。

回収した食品等の名称及び商品名	
回収を終了した年月日	
回収した食品等の数量	
回収した食品等の保管場所	
回収した食品等の処分の方法及び 時期	
再発防止のために講じた措置又は 講じようとする措置の内容	
備考	